

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 38 平成 25 年 6 月第 1 四半期決算の留意点

今回は、平成 25 年 6 月第 1 四半期決算の留意点について解説します。

まず、平成 26 年 3 月期に新しく適用される会計基準等のうち、主要なものは新退職給付会計基準ですが、新退職給付会計基準は、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末から適用されるため、早期適用しない場合、平成 25 年 6 月第 1 四半期決算に影響はありません。

他方で、新退職給付会計基準以外に、平成 25 年 6 月第 1 四半期は平成 26 年 3 月期の最初の四半期決算であることから、年度決算を見据えた変更の要否や期首からの変更が望ましい事項について検討する必要があります。

以下、主な項目について解説します。

### 1. 会計方針及び表示方法の変更

会計方針は原則として事業年度を通じて首尾一貫していることが求められています。そのため、会計方針の変更は第 1 四半期で検討する必要があります。

また、表示方法の変更のうち、表示区分を超えた表示方法の変更についても、年度の連結財務諸表または財務諸表の表示との整合性を勘案する必要があることから（四半期財務諸表に関する会計基準 18 項、24 項）、第 1 四半期から検討することが考えられます。

### 2. 連結の範囲

「比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）」によると、非連結子会社としていた子会社を第 2 四半期以降に連結子会社とした場合、当該子会社の期首からの損益を四半期連結財務諸表の損益として取り込むと説明されています（比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）Q4）。連結の範囲については第 2 四半期以降の重要性の増加を踏まえて検討することが肝要でしょう。

### 3. 決算期の変更

決算期の変更は、会計方針の変更には該当しませんが、会計方針の変更の取扱いに準じて第1四半期から行うことが適当とされています（比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）Q6(1)）。

また、子会社の決算日を変更する場合には、原則として親会社の第1四半期から統一することとなります。そのため、当年度に決算期の変更を検討している場合、第1四半期において検討しておくべきでしょう。

(2013/6/24号より)